

後期実施計画案（変更点）

（第3回審議会用）

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畠作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、令和12年度までの食料自給率(力口リーベース)の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約 20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、TPP11や日EU・EPA、米国との貿易交渉など、諸外国との連携協定や交渉状況を注視し情報収集したうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまで実施してきた「めむろまるごと給食」、「地産地消バスツアー」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定・拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、経営能力や営農技術の強化を支援します。
 - ・農業経営体の大部分は家族経営であることから、雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業とも連携して構築します。また、雇用促進住宅、ふるさと交流センターの農業分野における活用を推進します。
- (2) 芽室町農業再生協議会との連携(経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応)

経営所得安定対策による経営支援、TPP11、日EU・EPAをはじめとする諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3)食育・地産地消に関する事業の拡充(農業の応援団づくり)

- 町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」や「地産地消バスツアー」などは、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
- 十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」(めむろ農家民泊研究会)への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。

(4)耕地防風林造成支援対策

生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。また、支援対策とは別に全町的な防風林造成の考え方を整理し、効果的な防風林帯の整備について検討を進めます。

(5)芽室町農畜産物のPRと消費・販路拡大の支援

JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、6次産業化への進め方や効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。また、農畜産物の過剰在庫の解消のためのなど、消費拡大に向けた取組をより一層強化します。

(6)芽室町農業振興計画の推進

「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①新規就農者数(後継者就農を含む)	農林課調べ	39人 (H30～R3)	50人 (R5～R8)
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.9% (R3)	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている市民の割合	住民意識調査	86.4% (R3)	85.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	農林課・農業委員会	➡ 実施				➡
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会	➡ 実施				➡
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課	➡ 実施				➡
食育・地産地消に関する事業の拡充	農林課	➡ 実施				➡
耕地防風林造成支援対策	農林課	➡ 実施				➡
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課	➡ 実施				➡

6 関連するSDGsの目標



1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本格的な人口減少社会を迎え、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内旅行市場が縮小傾向となるなかで、観光客の拡大を図っていくためには、観光目的の多様化に対応しながら、地域の産業を支える関係者が一体となり、新型コロナウイルス感染症への対応とそれらの終息を見通した観光地域づくりを進めることが必要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で30分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリアを有することから、交通アクセスの強みを生かした取組を進めてきましたが、多様化する観光ニーズに対応するためには、従前までの取組に加え、基幹産業である農業をベースに豊かな自然景観や食など、本町が持つ多彩な資源を生かした魅力ある滞在型・体験型の観光地づくりを進めていくことが必要となっています。そのため、観光振興の中心を担う芽室町観光物産協会をはじめとして、JAめむろや芽室町商工会など関係団体が農商工連携による観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進することが重要です。

また、全国的な少子・高齢化、人口減少が進み、本町のまちづくりの担い手減少が想定される中、住所を有していないなくても本町に継続的・多様な形でかかる交流人口・関係人口づくりが求められています。このことから、本町の観光物産資源を活用した魅力的な独自の取組や、ホームページやSNSなどを活用した情報発信、さらには観光ガイドの育成など受入体制・組織・人財育成の充実を図る必要があります。

なお、本町の歴史ある観光資源のひとつである「新嵐山スカイパーク」は、運営の効率化及びサービス向上の観点から、第3セクターによる運営を行っていますが、経営可能な運営のあり方の検証を踏まえ、効果的・効率的な施設整備を進めながら、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

その他にも、芽室町をはじめ十勝・日高管内にまたがる「日高山脈襟裳国定公園」の国立公園化は観光振興の契機ではあるものの、まだ十分認知されていない状態であり、今後、新たな観光資源としての活用や、国立公園を目的に来訪する方が、芽室町をはじめ十勝管内で滞在してもらえるような取組を進める必要があります。

2 施策の方針

農業や景観、食、人など本町の地域資源を活かした観光による魅力づくりを行うため、本町のブランド力の戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

対象	町外観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1)新嵐山スカイパークの基本方針

本町最大の観光地であり、着地型観光を推進するための中心的な施設(観光拠点)となる新嵐山スカイパークについては、設置者である町として適切な施設管理を行うとともに、本町を訪れる観光客が豊かな自然や地域のおもてなしを通じて、「芽室町の個性を体感できる場づくり」をコンセプトに施設整備を行い、「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指します。また、運営については、「合理化すべきものは合理化する」「投資すべきものに投資する」「行政費用を下げる」の3つの方針に基づき、これまでの多角経営を検証しながら、官民協働の視点を活かした取組を進めます。**なお、新嵐山スカイパークの基本方針に基づき策定したアクションプラン「新嵐山活用計画」については、必要に応じて点検・見直しを行いながら、具体的アクションで示す取り組みを進め**

ます。

(2) 地域資源を活用した観光まちづくりの推進

・本町の強みである農業をベースに食や景観、人などの地域資源を生かしながら地域ブランドの要素を盛り込んだ芽室町独自の観光メニュー、体験プログラム(サイクルツーリズム事業、芽室遺産の活用など)を開発し、魅力の創造と発信を進めます。

・発祥の地であるゲートボールを活用したまちづくりを進めます。

・多様化する観光客ニーズや外国人観光客に対応するため、個人旅行者や外国人旅行者にとっても利用しやすい観光案内拠点の充実など受入体制の整備や観光情報案内機能の強化を図ります。

(3) 芽室町観光物産協会に対する支援

地域資源を活かした観光・物産振興を推進する組織である芽室町観光物産協会への組織強化に対する支援を行いながら、本町の観光と関連産業の振興を図ります。

(4) 道東自動車道を活用した観光振興の推進

・道東自動車道の整備が進んだことで札幌市からの移動が短縮されたことから、芽室町の観光資源をはじめ農産物やその加工品などの地域資源を活用した道央圏をはじめとする道内各地域からの誘客と経済誘引を図るとともに、十勝平原サービスエリアを活用した地域拠点整備構想の策定に努めます。

・管内各市町村や十勝総合振興局、十勝観光連盟などと連携した道東自動車道の活用を進めます。

(5) 農業を核とした農商工連携による物産振興

農商工連携による物産PRや販路拡大など、本町の基幹産業である農業を核とする観光産業の成長を目指します。また、ふるさと納税制度を積極的に推進し、地場産の返礼品贈呈により、本町の魅力を広く発信し、物産振興・産業活性化を進めるとともに、これからのかまちづくりに活用させていただく貴重な自主財源の確保として積極的に進めていきます。

(6) 町民、地元企業との連携及び情報発信の充実

地域全体で観光客を受け入れるため、町民や地元企業が自ら芽室町の観光資源を再認識し、磨き上げ、観光情報を発信していただけるよう、人ととのつながりによる協働での観光振興を図ります。

(7) 日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据えた地域振興・観光振興の推進

国立公園の想定エリア内に立地する市町村と設立した十勝・日高山脈観光連携協議会を通じて、日高山脈と十勝を結び付ける認知の向上を図ります。また、町内及びエリア内の観光資源の洗い出しや観光ルート開発など、観光振興・地域振興を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局まとめ	160,800人 (R3)	169,000人
②新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	273,520人 (R3)	288,000人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
新嵐山スカイパークの基本方針に基づく施設整備	魅力創造課	➡ 実施				
地域資源を活用した観光まちづくりの推進	魅力創造課	➡ 実施				
芽室町観光物産協会に対する支援	魅力創造課	➡ 実施				
道東自動車道を活用した観光振興の推進	魅力創造課	➡ 実施				
農業を核とした農商工連携による物産振興	魅力創造課	➡ 実施				

6 関連するSDGsの目標



3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いている。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。晩婚化や晩産化の傾向も依然として続いており、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要する子どもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要する子どもたちをサポートする支援体制づくりを推進しています。本町では「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。令和2年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、子どもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応の強化が求められています。子どもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、要保護児童及び要支援児童などへの支援強化のため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。本町は「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全ての子どもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景のひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

妊娠・出産、子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み育てることができる

3 施策の主な内容

(1) 妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・妊娠・母子健康手帳交付時から、妊娠中の生活・経済的な悩み・子育て支援の各種サービス・食生活に関する助言など個々に応じたきめ細かな相談を、子育て世代包括支援センターにおいて実施するとともに、個々のケースに合わせた支援プランを作成し、必要なサービスの選定や利用を支援します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い、子ども家庭総合支援拠点において、切れ目のない支援を行います。

- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型デイサービス型の産後ケアを継続し、産婦支援の充実を図ります。
- ・不妊治療などへの支援体制を継続し、子どもを産みたいときに産める環境づくりを推進します。

(2) 楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。
- ・現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「ファミリー・サポート・センター事業」は今後も継続し、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境を保障します。
- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

(3) 子どもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートを保障する「発達支援システム」を継続し、子どもに最善の利益を保障する支援体制づくりに必要な専門職を配置し、システムづくりを進めます。
- ・対人関係や行動上に支援ニーズを抱える子どもや医療的ケアを必要とする子ども、読み書きに困難を抱える子どもや学校などへの適応に課題を抱える子どもなど、一人ひとりのニーズに応える支援体制を推進します。
- ・発達支援システムによる一貫性・継続性のあるサポートを充実させるため、「地域コーディネーターの複数配置」を継続します。また、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う専門職として発達心理相談員の配置を継続します。

(4) 子どもの権利擁護の推進

虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関する実態把握に努めるとともに、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、ケース検討会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。

また、平成28年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整により子どもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、子どもの権利に関する条例の周知に努めます。

(5) 社会全体で子育てを支える基盤づくり

妊娠・出産を迎える人々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、地域や各種団体、企業への啓発活動を行います。また、ひとり親家庭などに対する保育サービスなどの支援や、近親者による支援が受けられない妊産婦に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。

(6) 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- ・疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、こども医療費給付事業及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、**財源確保を前提に**、町独自の助成拡大をさらに進めます。
- ・平成29年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業(風の子めむろ)を継続し、貧困を含むさまざまな課題を抱える子どもの早期発見・早期対応を図ります。
- ・不妊治療については、継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケート	90.0% (R3)	90.0%以上
②安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	90.0%
③育児・家事に協力してくれる方がいる割合	乳幼児健診アンケート	93.5% (R3)	90.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課	➡				➡
子育て支援センター運営事業	子育て支援課	➡				➡
子育て世代包括支援センター運営事業	子育て支援課	➡				➡
発達支援システム推進事業	子育て支援課	➡				➡

6 関連する SDGsの目標



4-3-1 環境保全と再生エネルギーの推進

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ環境基本計画による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していくなければならない問題となっています。

本町においても、地球環境への負荷を低減し、本町の自然や風土を次世代に守り伝えていくために、平成20年度に「芽室町地域新エネルギービジョン」、平成21年度に「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」を策定し、本町の特性に合った再生可能エネルギーや省エネルギーの導入など、クリーンエネルギーを推進しているところですが、国が目指す2050年カーボンニュートラルに向けて、今後も地域特性を活かしたさらなるエネルギーの地産地消を図る必要があります。

2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用を進めます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1)生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「クリーンめむろ環境基本計画」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2)自然景観の保全と活用

雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畠と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。また、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の動きに合わせ、地域資源としての**自然環境と景観の保全に努め、などをさまざまな分野で活用します。**

(3)公共施設などへのクリーンエネルギーの普及・啓発

「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに街路灯や建築物などの省エネルギー化を進めるなど、公共施設などへの導入を推進します。

また、エネルギー供給源と消費する公共施設を一定の範囲でまとめたマイクログリッド(小規模電力網)の導入など、エネルギーの地産地消を目指した取組を検討します。

(4)町民へのクリーンエネルギーの普及・啓発

地球温暖化対策推進などを目的に、再生可能エネルギー・省エネルギーの普及・啓発を図り、町民、事業者、行政が連携協力して多様なクリーンエネルギーの活用を図ります。

(5)新エネルギービジョンの点検

新エネルギーの特性を活かし、有効利用するための指針である「芽室町地域新エネルギービジョン」の中期目標である 2020 年度の数値点検結果や、国や道が掲げるカーボンニュートラル実現に向けた取組などを踏まえ、2050 年度に向けて温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地域内全体の脱炭素実現に向けた「(仮称)芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を策定し、「芽室町地域新エネルギービジョン」はその計画に統合します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	87.9% (R3)	90.0%
②芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	92.9% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
クリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	環境土木課	➡ 実施				→
クリーンめむろ環境基本計画の推進	環境土木課	➡ 実施				→
自然環境・生活環境の保全	環境土木課	➡ 実施				→

6 関連する SDGsの目標



5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度に「財政基盤の安定」「行政改革」「住民と行政の協働」などの観点から具体的な方針を明示した「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

その後、平成20年度から開始した「第4期芽室町総合計画前期実施計画」に、「芽室町自主・自立推進プラン」を融合させることにより、基本的な考え方を継承するとともに、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進めており、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政のさらなる推進を目指す必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(総合戦略)を策定し、令和2年3月には「第2期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から絶え間なくその取組は続いており、平成23年度に「第9次芽室町行政改革大綱」を策定しました。

第9次芽室町行政改革大綱の推進期間は、平成30年度までであり、平成31年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第5期芽室町総合計画を実現するための土台(組織)づくりに取り組むため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定しています。

平成28年2月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を策定し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、令和3年9月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第5期総合計画
意図	総合計画:目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

(1)計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画・実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

(2)行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、平成31年度に策定した「芽室町行政経営ポリシー」及び令和3年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム(チーム芽室編)」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3)庁内コンピュータ維持管理

平成27年度に「芽室町役場ICT計画」を策定、平成28年度に「サーバークラウド化」「ネットワーク

強靭化整備」を進め、災害に強い・セキュリティの確保・ICTの新しい使い方・費用対効果の4つの柱を基に、効率的・効果的なICT活用と、町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産(土地・建物)適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①第5期総合計画後期実施計画の施策評価(外部)の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会評価結果	34 施策(D以上) 0施策(B以上) (R3)	34 施策(D以上) 2施策(B以上)
②職員満足度	職員アンケート	64.678.0% (R3)	80.0%
③町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上
④公共施設(建築物)管理面積	都市経営課調べ	205,370.91 m ² (R3)	187,091.69 m ²
⑤町有財産(土地)利活用率	都市経営課調べ	10.9% (R3)	15.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課	➡ 実施				→
行政改革の実施	総務課	➡ 実施				→
計画行政の推進	政策推進課	➡ 実施				→
庁内コンピュータの維持管理	総務課	➡ 実施				→
公有財産(土地・建物)適正管理の推進	都市経営課	➡ 実施				→

6 関連するSDGsの目標



5-2-2 健全な財政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町の近年の当初予算は、令和2年度に役場庁舎や哺育育成施設建設などにより150億円を計上したことを除くと、120億円前後で推移しており、町税などの自主財源は約35%と国や北海道からの財源に大きく依存しています。なかでも、地方交付税は財政運営上の根幹をなすものであり、近年ではこれまでの水準を確保することとしていますが、令和2年度の国勢調査による人口減少の影響などもあり、現状の金額が将来にわたって維持されることは極めて困難な状況にあります。また、役場庁舎や温水プール建設をはじめ、道路・橋りょうなどのインフラ再整備などにより、町の貯金(基金)については減少、借金である起債残高については増加が見込まれます。

このような状況に対応するため、歳入の確保の観点からは、収納率の向上に向けた施策や、受益と負担の適正化による各種使用料などの見直しなどを行い、歳出抑制の観点では、行政評価に基づく改革・改善をより一層踏み込んで実施するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ創意工夫による予算編成を行ってきました。また、今後見込まれる公共施設やインフラ施設の老朽化などに対しては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や集約化、民間活力の導入など、公共ファシリティマネジメントの視点が重要となります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、町全体の財政状況を判定する4つの指標(①実質赤字比率 ②連結実施赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率)を毎年公表しており、今後も健全で効果的・効率的な行財政運営が求められます。

現在、町のホームページには財政状況に係る各種情報を掲載し、情報の共有を図っていますが、今後もホームページや広報誌を通じ、わかりやすく的確な内容とし、理解が深まるよう情報公開が必要となります。

2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支バランスがとれた健全な財政運営を進めます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状況である(一般・特別・事業会計) →収支のバランスが取れ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

3 施策の主な内容

(1)歳入の確保

・町税の確保については、帯広税務署や関係団体との連携により納税意識の高揚・啓発を行うとともに、「徴収一元化」体制の継続及び北海道、十勝市町村税滞納整理機構との連携による効率的かつ効果的な徴収により、収納率の向上を図ります。

・社会情勢の変化や、まちづくりを進める中で新たな行政需要に対応するため、ふるさと納税をはじめ「稼ぐ行政」の考え方のもともと念頭に、さらなる自主財源確保に努めます。~~向けた検討を進めます。~~

(2)歳出の抑制

施策評価・事務事業評価結果を踏まえた3年ローリングによる実行計画を策定し、マネジメントサイクルのなかで事務事業の目的と効果を点検し、予算投入と成果の妥当性を念頭に置き、政策の創設や見直しによりビルトした場合は、必ず既存事業をスクラップするなど、事業の中止・廃止の観点も持つて歳出の抑制を目指します。

(3)財政状況の共有化

市民に対し、財政状況の理解が深まるよう情報公開を行うため、ホームページや広報誌を通じ、わかりやすく的確な内容に努めます。

(4)財政計画の策定

財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、財政計画は毎年見直しを行い、その内容を公表します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①経常収支比率	地方財政状況調査	81.2%	88.4%
②健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)	地方財政状況調査	実質公債費比率 5.2% 将来負担比率 72.8%	実質公債費比率 7.5%未満 将来負担比率 100.0%未満
③町税収納率	地方財政状況調査	99.2% (R3)	99.3%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
納入しやすい環境の整備	住民税務課	➡	実施			→
財政状況の公表	政策推進課	➡	実施			→
財政計画の策定	政策推進課	➡	実施			→

6 関連するSDGsの目標



5-3-1 シティプロモーションの推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町の人口は、昭和50年代から平成7年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、その後、東芽室地区の宅地開発を機に、帯広市など十勝圏からの流入により人口が増加しましたが、平成22年の国勢調査をピークに減少に転じています。

今後人口は急速な減少を続け、令和22年には14,637人、令和42年には10,892人になると推計されています。また人口割合推移では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する予測となっており、高齢化率が50%を超え、少子高齢化が今後も進む見通しとなっています。

要因としては都市化による地縁的つながりの希薄化、居住地域外への通勤による日中人口の減少、自動車社会による生活圏の拡大、量販店で買い物をする行動スタイルの変化、地域活動のきっかけにもなる子どもの減少、生活様式や価値観の多様化に加え、核家族化などが挙げられます。

さらに拍車をかけているのは、デジタル化や新型コロナウイルスの拡大による行動制限など、大きな社会変化もあり、今後より一層のコミュニティ活動の希薄化が懸念されます。

このように、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など社会的背景から生まれる新たな地域課題は、地域の担い手不足、税収の減少、交通インフラの整備、空き家・空き店舗の増加など多岐に渡り、10年後、50年後、100年後の持続可能な地域のため、これらの課題への対策が喫緊の課題となっています。

2 施策の方針

社会背景から生まれる町の課題を解決し、町の可能性の最大化を図るために、郷土愛(シビックプライド)を持った市民をはじめ、芽室を応援する気持ちを持った町外の人たち(濃い関係人口)を増やしていくことを目指します。

対象	市民、町外の人(町を知った人、興味関心を持つ人、来られた人)
意図	この町のために何かをしたいと思う人を増やす この町の推奨意欲、行動・活動への参加意欲、行動・活動する人への感謝意欲を高める
結果	住人の郷土愛が醸成される 関係・交流人口による濃い関係人口が増える

3 施策の主な内容

(1)シティプロモーションの推進

- ・めむろシティプロモーション計画に基づき、その具現化に向けて、実行・検証・計画しながら進めます。そのためには主役となる市民や芽室町を愛するファンを繋げる、シティプロモーション推進のエンジンとなる組織づくりを目指します。
- ・地域への想いを育み、主体的に地域づくりに関わる心(郷土愛)の醸成のための取組を進めます。
- ・効果的なシティプロモーションを進めるための一つの手段として、魅力あふれる地域づくりを目指した地域ブランディングを計画的に推進します。また、この推進にかかる関連事業及び府内事業の複合的連携を積極的に進め、効果的な成果の実現を目指します。
- ・魅力あふれるまちづくりを実現するために、企業版ふるさと納税の制度活用を積極的に進めます。

(2)まちなか再生の推進

- ・かつての「まちなか」を目指すのではなく、時代の変化に対応し、多様な人たちがチャレンジできる場をつくり、人が集い・たまり、人と人・場と場がつながり、住む人・来る人・働く人の笑顔が輝く、この町の誇りとなる顔「新しいまちなか」をつくっていきます。
- ・市民、関係者の皆さんと議論を進めて「まちなか再生ビジョン」を策定します。(令和4年度)
- ・~~まちなか再生ビジョンに基づき、まちなかに直接的な効果を生む政策及び町内におけるまちなか以外に点在する全域の魅力と連動すること~~でし、まちなか活性化に波及させる政策を検討・実施します。

・**構想まちなか再生ビジョン**の実現に向けた政策の推進、実証事業の展開、財源の確保を進めます。

(3) 移住定住の促進と関係人口・交流人口の創出

- ・移住・定住希望者や新規就農、山村留学、福祉就労など関係機関と連携した推進を進めるとともに、希望者と就職先や住宅・土地情報とのマッチングなども関係機関と連携した取組を行います。
- ・町全体の人口構成バランスを考慮し、子育て世帯などを対象とした住宅取得支援やU・I・Jターン希望者へのきめ細かな対応など、本町への移住・定住を促進します。
- ・住民票を有していないくても町に愛着を持ち、応援してくれる人づくりのため関係人口・交流人口を創出する事業の実施、及びその人たちと町を繋げる、まちづくりに参加できる取組を進めます。特に全国の芽室ふるさと会の方は郷土愛を根源にした濃い関係人口、熱い芽室町のファンでもあることから、連携を密にまちづくりへの積極的な参加促進と、ふるさと会の課題解決、新たな仕組みづくりなどを検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の魅力を誰かにすすめたい推薦意欲	すまいるアンケート	28.2% (R3)	60.0%
②芽室町をよりよくする活動への参加意欲	すまいるアンケート	19.7% (R3)	50.0%
③芽室町をよりよくする活動している人への感謝意欲	すまいるアンケート	69.6% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域ブランディング事業	魅力創造課	➡ 実施				
まちなか再生事業	魅力創造課	➡ 実施				
定住促進事業	魅力創造課	➡ 実施				
ふるさと会活動支援事業	魅力創造課	➡ 実施				

6 関連する SDGsの目標

